

●香川県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和5年2月17日

香川県知事 池田豊人

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和4年11月30日	医療法人社団高橋皮膚科医院	三豊市高瀬町新名字天古943番地2
令和4年12月21日	訪問看護ステーション絆	東かがわ市土居105番地木村ビル1階 東側1号室
令和4年12月31日	かも皮膚科医院	坂出市加茂町500番地1
令和4年12月31日	富士クリニック	綾歌郡宇多津町浜五番丁53番地1
令和4年12月31日	有限会社正木薬局あおい調剤薬局	坂出市加茂町501番地7
令和5年1月31日	薬局ファーム&ファーマシー	仲多度郡多度津町西浜12番地6